

本号で公布された条例のあらまし

埼玉県健康づくり安心基金条例（埼玉県条例第十一号）（保健医療政策課）

一 趣旨

健康づくりに資する取組の充実を図り、もって誰もが健康で生き生きと暮らすことができる社会づくりを推進するため、埼玉県健康づくり安心基金を設置するための条例の制定

二 内容

基金の設置、積立て、管理、処分等について規定する。

三 施行期日

平成三十一年四月一日